

TOTO 関西販売株式会社 一般事業主 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日まで

2. 内容

目標 1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の実施

<取り組み内容>

- 出産を控えた女性従業員への制度等の説明を行う

目標 2：育児介護休業法に基づく育児休業法等の両立支援制度の社員への周知

<取り組み内容>

- 両立支援制度に関する情報を、年 1 回全社員へ発信

目標 3：従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり月間 19 時間未満とする

<取り組み内容>

- ノー残業デー（毎週水曜日）や業務効率化により、所定外労働時間を削減
- 残業時間に対する数値目標を設定し、進捗を週 2 回管理職へ発信
- 過重労働者に対し、上司面談の実施

目標 4：年次有給休暇取得率を、個人の設定した目標に対して 100%とする

<取り組み内容>

- 各部署において、年次有給休暇の取得計画を策定、予実管理を実施
- 所属員の有給休暇取得実績を月 1 回管理職へ発信
- 有給休暇取得が進んでいない対象者に対し、上司面談の実施